

会津若松市景観計画 (概要版)



平成 29 年 2 月

会津若松市



会津若松市景観計画の概要

【これまでの課題】

現在の景観条例(平成4年制定)は自主条例であり、大規模建築物や屋外広告物に対する規制・誘導に強制力が無いことから、まちなみ景観づくりの推進や鶴ヶ城周辺地区の眺望景観の保全対策等が必要とされています。

【景観計画策定の目的】

景観法を活用した景観計画を策定し、これに基づいた景観条例の改正や市独自の屋外広告物条例の制定により、より一層の魅力にあふれる会津若松らしい景観を目指し、市民、事業者、行政の協働による、より効果的で実効性の高い景観づくりに取り組んでいきます。

※景観計画とは

景観法第8条による「良好な景観の形成に関する計画」であり、景観づくりを進めていく上でのマスタープラン

※景観法とは

景観に関する総合的な初めての法律で、良好な景観づくりに関する基本理念や、市民、事業者、行政の責務を明らかにし、法に基づく規制・誘導等を位置づけ

課題の抽出

- 課題1: 会津盆地、背あぶり山、猪苗代湖などの自然景観の保全
- 課題2: 鶴ヶ城周辺にふさわしい歴史を感じる景観形成の推進
- 課題3: 歴史的建造物を活かした「まちなみ景観」の向上と賑わいの再生
- 課題4: まちづくりや景観形成に対する意識の醸成
- 課題5: 地区の特性に応じた景観へ配慮された公的空間の整備
- 課題6: 市民、事業者、行政が連携し、協働による会津若松らしい景観の創造



基本方針

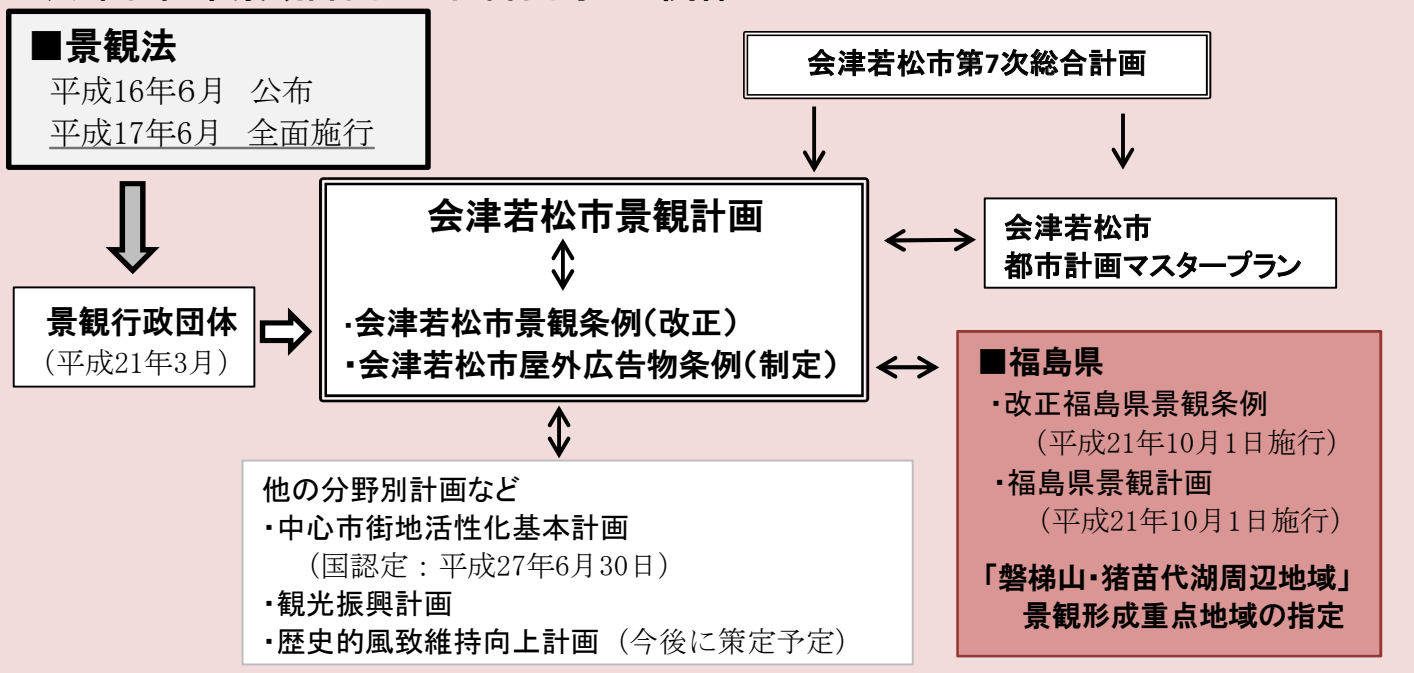
- 1) 多様な自然に恵まれた自然環境の保全と再生
- 2) 鶴ヶ城を中心とした歴史的環境の保全と活用
- 3) 歴史的なまちなみ景観づくりと賑わいの創造
- 4) 人情豊かな人々の連携による会津文化の向上
- 5) 公的空間における景観の形成
- 6) より一層の会津若松らしい景観の創造

基本理念(これまでの理念を継承)

「自然と歴史・文化を活かし育む、誇りあるふるさと会津」

- 会津若松らしい景観を
「まもり、つくり、そだてる」 -

■会津若松市景観計画と上位計画等との関係



「会津若松らしい景観」とは

○景観を構成する3つの柱「自然景観」「歴史的景観」「地区景観」

- ・磐梯山や猪苗代湖、阿賀川などの美しい自然
- ・鶴ヶ城の城下町として、長い年月の間に培ってきた歴史や伝統・文化
- ・気候風土に根差した住民生活の中から育まれてきた、会津若松にしかない個性豊かな歴史的建造物や「まちなみ」など

○会津若松らしい景観

「本市独自の個性にあふれる、多種多様な景観特性との調和を図った景観」
これらを「まもり」「つくり」「そだてる」ことにより、この貴重な財産を後世へ引き継いでいきます。



■景観計画に位置づける「景観重点地区」

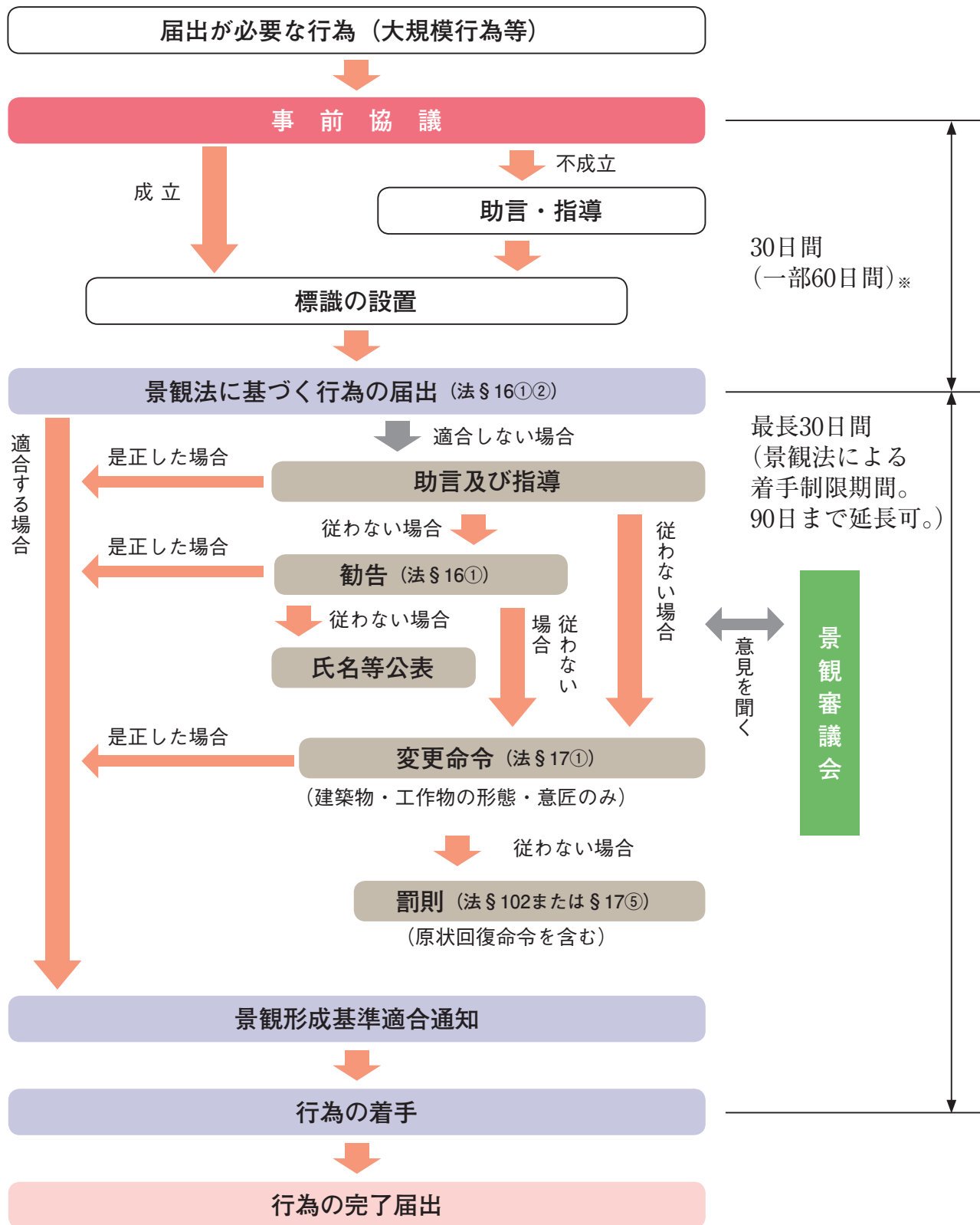
※地区ごとの景観特性に応じた景観形成基準を設定し規制、誘導を図ります

- 鶴ヶ城周辺地区(旧景観形成地区)
- 眺望景観保全地区(飯盛山～天守閣)
- 磐梯山・猪苗代湖周辺地区(県景観形成重点地域)
- 城下町回廊地区(旧景観協定地区:8地区)
 - ・七日町通り上の区地区
 - ・七日町通り中の区地区
 - ・七日町通り下の区地区
 - ・町方蔵しっく通り地区
 - ・野口英世青春通り地区
 - ・会津ふれあい通り地区
 - ・融通寺町通り地区
 - ・博労町通り地区
- 東山温泉街地区(旧景観協定地区)
- 芦ノ牧温泉街地区(旧景観協定地区)
- 鶴亀ハイタウン地区(旧景観協定地区)

これまでの景観協定地区は、「景観まちづくり協定地区」へ名称を変更し、従来どおり修景等への支援を継続します

◎届出対象行為の概要

景観計画の 区域の区分	景 観 計 画 区 域			
	会津若松市全域 (景観重点地区を除く)	景 観 重 点 地 区		
		鶴ヶ城周辺地区 (鶴ヶ城公園地区) 〔沿道景観形成地区〕	磐梯山・猪苗代湖 周辺地区	その他の地区
届出が 必要な行為				
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・3階建て、かつ延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ5m以上 ・延床面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・3階建て、かつ延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上
工 作 物	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ5m以上 ○煙突等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水槽等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ1.5m以上 ○煙突、電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水槽等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ1.5m以上 ○煙突、電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水槽等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく、塀等 ・高さ5m以上 ○煙突等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水槽等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上
開 発 行 為	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5mを以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上
木竹の伐採			<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10m以上 ・伐採面積300㎡以上 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3m以上 ・面積500㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ3m以上 ・面積500㎡以上
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積500㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積300㎡以上 ・法面の規模が高さ1.5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が高さ5m以上、かつ延長10m以上



【主な改正点】

- ・事前協議の義務化
- ・届出から30日間、法による行為の着手制限 (景観形成基準適合通知を市より発出することにより、制限期間を短縮することができる。)
- ・行為地への標識の設置の義務化
- ・形態・意匠に関する変更命令による是正措置

※・高さ31mを超える建築物・工作物
 ・延床面積15,000㎡を超える建築物
 これらに該当する特に大規模な物件については、行為の届出60日前に事前協議書の提出が必要です。

景観計画区域（市全域）における共通の景観形成基準

会津若松市の自然的・歴史的・社会的景観特性、更には、将来的なまちづくり構想と調和した良好な景観の形成のため、次の事項に従い行うよう努めるものとする。

(1) 基本事項

- ・歴史的なまちなみや、歴史的・文化的資源等と調和をもった良好な景観が形成されるよう配慮すること。
- ・充実した都市機能と安全で快適な環境を備えた良好な景観が形成されるよう配慮すること。
- ・市街地近傍の田園、緑なす山々、水辺等の自然環境と調和した良好な景観が形成されるよう配慮すること。
- ・大規模行為の計画にあたっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策及び県及び市の景観形成に関する施策との整合を図ること。
- ・大規模行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。

(2) 共通事項

- ・行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。
- ・行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
- ・行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
- ・設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。
- ・設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
- ・行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺景観を損なうようなデザインは行わないこと。

(3) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 ・山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 ・連続する町並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 ・歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。 ・行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。 ・行為地が市街地にある場合は、隣接する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。 																																						
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。 ・行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。 																																						
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 																																						
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 ・行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。 ・歴史的建造物の改築又は修繕に当たっては、建築物等の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 ・設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。 ・建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努めること。 ・建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。 ・道路等の公共空地から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。 																																						
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根等には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 ・なお、基調色は次の色彩を標準とし、準基調色は次の色彩を参考にすること。 ※基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。準基調色とは、基調色より小さい面積に使え、配色効果を高める色です。 ○基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外壁色</td> <td>5YR～7.5YR</td> <td>4.5～6</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td>7.5YR～10YR</td> <td>7～7.5</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">N9～N9.3（しっくいのみ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">屋根色</td> <td>10R～2.5YR</td> <td>2～4</td> <td>2～4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N3～N4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○準基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外壁色</td> <td>2.5YR～5YR</td> <td>5～7</td> <td>0.5～4</td> </tr> <tr> <td>7.5YR～1Y</td> <td>7～7.5</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋根色</td> <td>10R～2.5YR</td> <td>2～4</td> <td>4～5</td> </tr> </tbody> </table> ※マンセル表色系（JISZ8721） ・外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合には、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。 ・建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。 		色 相	明 度	彩 度	外壁色	5YR～7.5YR	4.5～6	0.5～2	7.5YR～10YR	7～7.5	0.5～2	N9～N9.3（しっくいのみ）				屋根色	10R～2.5YR	2～4	2～4		N3～N4			色 相	明 度	彩 度	外壁色	2.5YR～5YR	5～7	0.5～4	7.5YR～1Y	7～7.5	0.5～2	屋根色	10R～2.5YR	2～4	4～5	
	色 相	明 度	彩 度																																				
外壁色	5YR～7.5YR	4.5～6	0.5～2																																				
	7.5YR～10YR	7～7.5	0.5～2																																				
N9～N9.3（しっくいのみ）																																							
屋根色	10R～2.5YR	2～4	2～4																																				
		N3～N4																																					
	色 相	明 度	彩 度																																				
外壁色	2.5YR～5YR	5～7	0.5～4																																				
	7.5YR～1Y	7～7.5	0.5～2																																				
屋根色	10R～2.5YR	2～4	4～5																																				

素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 ・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 ・行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 ・建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、耐色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木、希少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ・周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 ・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。 ・道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。 ・屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。 ・行為地が市街地にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。 ・行為地内における電線類は、地中化するよう努めること。

(4) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の変更を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、大規模工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。 ・山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。 ・道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。 ・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。 ・行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節すること。 ・行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。 ・工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。
意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。 ・行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。 ・歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。 ・工作物とそれらに附属する柵等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の表面には、けばけばしい色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とすること。 ・大規模な屋外広告物に使用する色彩については、彩度10以下とすること。 ・工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。 ・地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。 ・行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。 ・建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、耐色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。

(5) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の変更をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 ・景観形成上支障が生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。
土地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内はできる限り緑化し、周囲に柵等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木、希少植物がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ・周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 ・高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。
法面等の外観	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 ・法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ・周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。 ・擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 ・擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・調節池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 ・行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。

景観重点地区と景観形成基準

凡例

- 城下町回廊地区 (道路境界線から30m)
- 景観まちづくり協定地区



- ## 凡例
- 鶴ヶ城周辺地区
 - 鶴ヶ城公園地区 (8m)
 - 沿道景観形成地区 (15m)
 - 天守閣眺望保全地区 (15m)
 - 天守閣眺望保全地区 (20m)
 - 景観形成推進地区 (規制なし)

※高さ規制なしの地区は、建ぺい率60%、容積率200%以内の高さ



城下町回廊地区

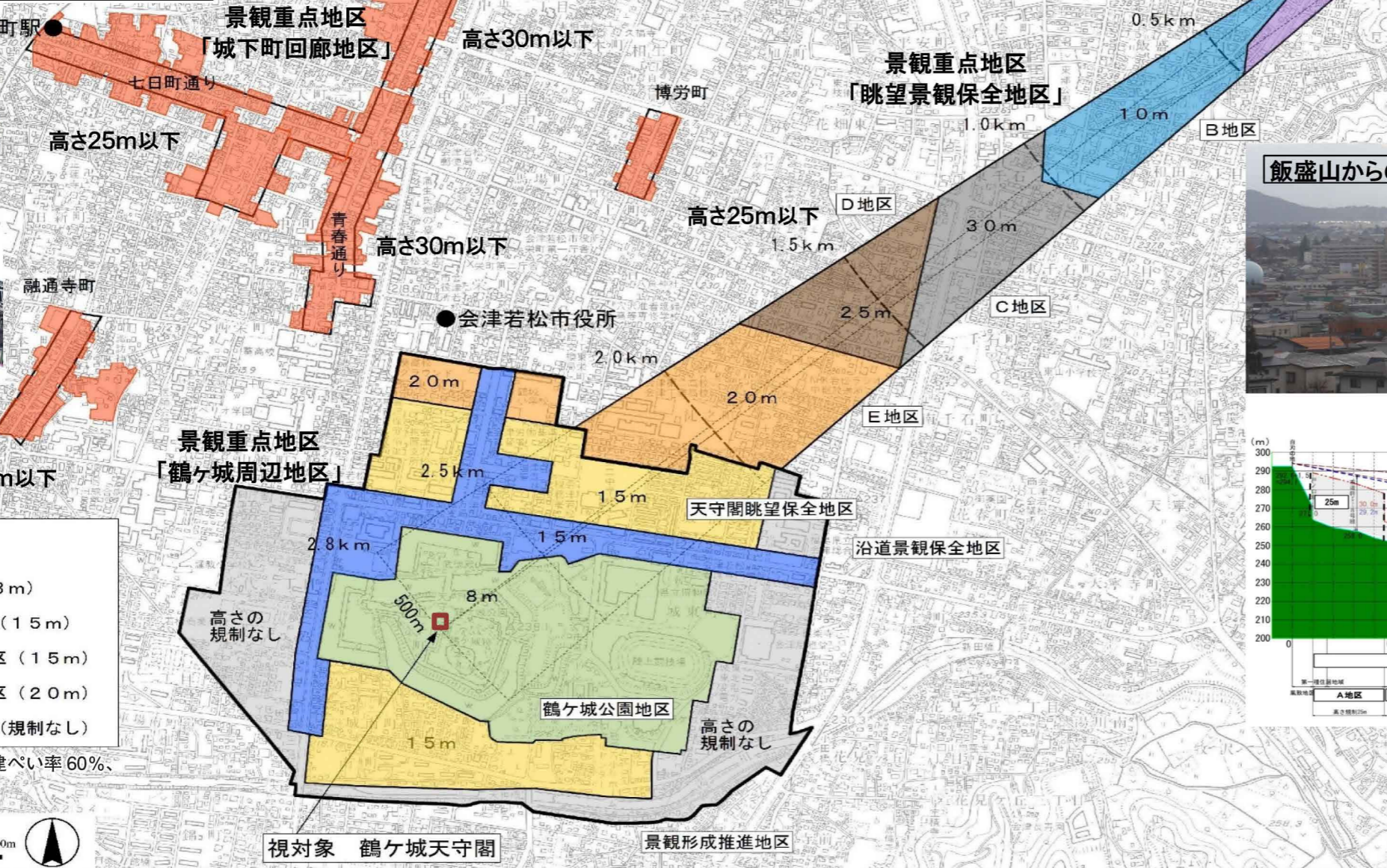
項目	景観形成基準
高さ	・建築物の高さは、周辺の景観に配慮した高さとする。 (高さ基準: 25m~30m以下)
形態	・各時代の建築物が混在する歴史性を鑑み、その時代の建築物の特徴を生かしつつ、町並み全体の調和を図ること。
意匠	・地区内の他の建築物との調和を考慮したデザインとすること。
色彩	・高明度、高彩度を避け、町並み全体の調和を図ること。
素材	・建設された時代に適した材料を生かしつつ、町並み全体の調和を考慮すること。
付属物等	・門及び塀等は、町並み全体と調和したデザイン・素材・色彩とすること。 ・室外機等については、通りから見にくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。
工作物	・色彩 ・高明度、高彩度を避け、町並み全体の調和を図ること。
自動販売機	・自動販売機については、通りから見にくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。
緑化	・通りに面する空地等については、極力植樹、植栽等による緑化を検討すること。



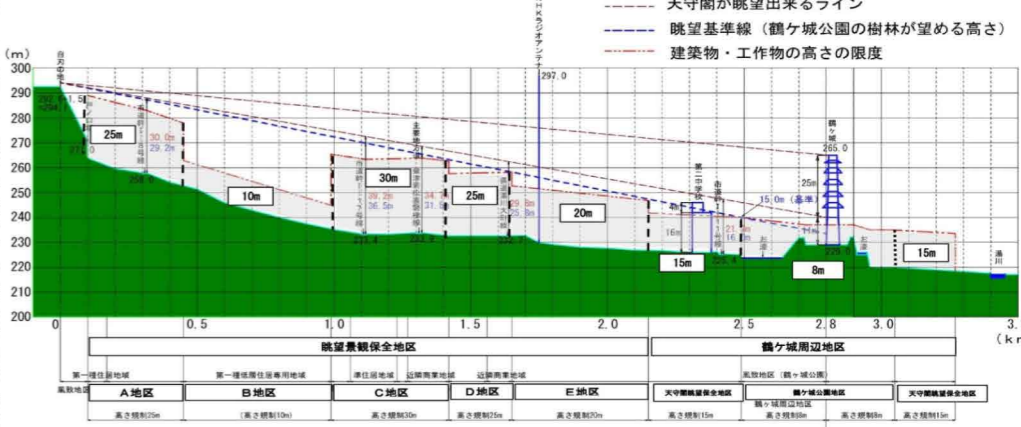
●会津若松駅

眺望景観保全地区

景観形成基準	
項目	高さ
地区名	高さ
A地区	25m以下
B地区	10m以下
C地区	30m以下
D地区	25m以下
E地区	20m以下



- 視点場② 飯盛山参道
- 視点場① 白虎隊自刃の地



鶴ヶ城周辺地区

項目		景観形成基準																									
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋や店舗等が連続している通りでは、壁面の位置をできるだけ隣接する建築物の壁面にそろえること。 ・幹線道路や河川に面したところでは、前面にゆとりを持たせること。 ・鶴ヶ城が見通せる道路、空地、交差点、橋などからの鶴ヶ城への視線を遮らないような配置とすること。 																									
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋根の色彩は、高明度や高彩度を避け、落ち着いた印象の色彩とし、周辺の町並みと調和が図られるような色彩を基準とすること。なお、基調色は次の色彩を基準とすること。 ※基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。 ○基調色 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁色</td> <td>5YR~7.5YR</td> <td>4.5~6</td> <td>0.5~2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10YR</td> <td>7~7.5</td> <td>0.5~2</td> </tr> <tr> <td>屋根色</td> <td colspan="2">N9~N9.3 (しっくいのみ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10R~2.5YR</td> <td>2~4</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">N3~N4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	外壁色	5YR~7.5YR	4.5~6	0.5~2		10YR	7~7.5	0.5~2	屋根色	N9~N9.3 (しっくいのみ)				10R~2.5YR	2~4	2~3		N3~N4	
色相	明度	彩度																									
外壁色	5YR~7.5YR	4.5~6	0.5~2																								
	10YR	7~7.5	0.5~2																								
屋根色	N9~N9.3 (しっくいのみ)																										
	10R~2.5YR	2~4	2~3																								
	N3~N4																										
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ城周辺及び鶴ヶ城を眺望できる視点場からの眺望を確保するため、地区ごとに定める高さ以下とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>高さ基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ城公園地区</td> <td>8m以下</td> </tr> <tr> <td>沿道景観形成地区</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>天守閣眺望保全地区</td> <td>15~20m以下</td> </tr> </tbody> </table>				地区名	高さ基準	鶴ヶ城公園地区	8m以下	沿道景観形成地区	15m以下	天守閣眺望保全地区	15~20m以下														
	地区名	高さ基準																									
鶴ヶ城公園地区	8m以下																										
沿道景観形成地区	15m以下																										
天守閣眺望保全地区	15~20m以下																										
沿道景観形成地区	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根を基準とし、陸屋根は避けるよう努めること。 ・陸屋根の場合は、ひさしを設けるなどの工夫をし、町並みの連続性を保つこと。 																									
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な意匠(デザイン)と色彩を取り入れるよう努めること。 																									
沿道景観形成地区	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じたものを用いるとともに、年月の経過とともに味わいが増すような、伝統的素材や自然素材を活用すること。 																									

項目		景観形成基準											
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基準とすること。なお、基調色は次の色彩を参考とすること。※基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。 ○基調色 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> <td>6~7.5</td> <td>0.5~2</td> </tr> <tr> <td>5YR~10YR</td> <td>4~6</td> <td>0.5~4</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	5YR~2.5Y	6~7.5	0.5~2	5YR~10YR	4~6	0.5~4
	色相	明度	彩度										
5YR~2.5Y	6~7.5	0.5~2											
5YR~10YR	4~6	0.5~4											
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ城周辺及び鶴ヶ城を眺望できる視点場からの眺望を確保するため、地区ごとに定める高さ以下とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>高さ基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴ヶ城公園地区</td> <td>8m以下</td> </tr> <tr> <td>沿道景観形成地区</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>天守閣眺望保全地区</td> <td>15~20m以下</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	高さ基準	鶴ヶ城公園地区	8m以下	沿道景観形成地区	15m以下	天守閣眺望保全地区	15~20m以下		
地区名	高さ基準												
鶴ヶ城公園地区	8m以下												
沿道景観形成地区	15m以下												
天守閣眺望保全地区	15~20m以下												
緑化	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・独立設置を避け、建物に組み込んだ構造又は目立たない色彩を使用すること。 											
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣(和風の土塀、板塀)化に努めること。 ・既存の樹木については、保全・活用し、敷地内の緑化に努めること。 											

※国指定文化財「史跡若松城跡」の区域内は、景観形成基準の適用除外とします。

◆磐梯山・猪苗代湖周辺地区

項 目		景 観 形 成 基 準																							
建 築 物	位 置	・緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。 ・磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。																							
	規 模	・幹線道路沿道においては、道路からの眺望の妨げにならない規模とすること。																							
	形 態	・幹線道路沿道においては、道路からの眺望の妨げにならない形態とすること。 ・周辺の建築物の多くが類似した屋根の形状をもった地域にあつては、原則として屋根の形状を調和させること。																							
	意 匠	・周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。																							
	色 彩		・周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は次の色彩を標準とし、準基調色は次の色彩を参考にすること。 ※基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。準基調色とは、基調色より小さい面積に使え、配色効果を高める色です。																						
			○基調色																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁色</td> <td>5YR ~ 7.5YR</td> <td>4.5 ~ 6</td> <td>0.5 ~ 2</td> </tr> <tr> <td>7.5YR ~ 10YR</td> <td>7 ~ 7.5</td> <td>0.5 ~ 2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:center">N9 ~ N9.3 (しゅくいのみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>10R ~ 2.5YR</td> <td>2 ~ 4</td> <td>2 ~ 4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">N3 ~ N4</td> </tr> </tbody> </table>		色 相	明 度	彩 度	外壁色	5YR ~ 7.5YR	4.5 ~ 6	0.5 ~ 2	7.5YR ~ 10YR	7 ~ 7.5	0.5 ~ 2	N9 ~ N9.3 (しゅくいのみ)				屋根色	10R ~ 2.5YR	2 ~ 4	2 ~ 4	N3 ~ N4		
			色 相	明 度	彩 度																				
	外壁色	5YR ~ 7.5YR	4.5 ~ 6	0.5 ~ 2																					
		7.5YR ~ 10YR	7 ~ 7.5	0.5 ~ 2																					
N9 ~ N9.3 (しゅくいのみ)																									
屋根色	10R ~ 2.5YR	2 ~ 4	2 ~ 4																						
	N3 ~ N4																								
	○準基調色																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁色</td> <td>2.5YR ~ 5YR</td> <td>5 ~ 7</td> <td>0.5 ~ 4</td> </tr> <tr> <td>7.5YR ~ 1Y</td> <td>7 ~ 7.5</td> <td>0.5 ~ 2</td> </tr> <tr> <td>屋根色</td> <td>10R ~ 2.5YR</td> <td>2 ~ 4</td> <td>4 ~ 5</td> </tr> </tbody> </table>		色 相	明 度	彩 度	外壁色	2.5YR ~ 5YR	5 ~ 7	0.5 ~ 4	7.5YR ~ 1Y	7 ~ 7.5	0.5 ~ 2	屋根色	10R ~ 2.5YR	2 ~ 4	4 ~ 5									
	色 相	明 度	彩 度																						
外壁色	2.5YR ~ 5YR	5 ~ 7	0.5 ~ 4																						
	7.5YR ~ 1Y	7 ~ 7.5	0.5 ~ 2																						
屋根色	10R ~ 2.5YR	2 ~ 4	4 ~ 5																						
	※マンセル表色系(JISZ8721)																								
	・外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。 ・周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。																								
工 作 物	位 置	・緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。 ・磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。																							
	規 模	・幹線道路沿道においては、道路からの眺望の妨げにならない規模とすること。																							
	形 態	・幹線道路沿道においては、道路からの眺望の妨げにならない形態とすること。																							
	意 匠	・周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。																							
	色 彩		・周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は次の色彩を参考にすること。 ※基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。																						
			○基調色																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR ~ 2.5Y</td> <td>6 ~ 7.5</td> <td>0.5 ~ 2</td> </tr> <tr> <td>5YR ~ 10YR</td> <td>4 ~ 6</td> <td>0.5 ~ 4</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	5YR ~ 2.5Y	6 ~ 7.5	0.5 ~ 2	5YR ~ 10YR	4 ~ 6	0.5 ~ 4													
		色 相	明 度	彩 度																					
	5YR ~ 2.5Y	6 ~ 7.5	0.5 ~ 2																						
	5YR ~ 10YR	4 ~ 6	0.5 ~ 4																						
	※マンセル表色系(JISZ8721)																								
	・屋外広告物に使用する色彩については、彩度8以下とすること。 ・工作物の表面に使用する色数を少なくすること。 ・周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。																								
緑 化		・樹林の保全を図ること。																							



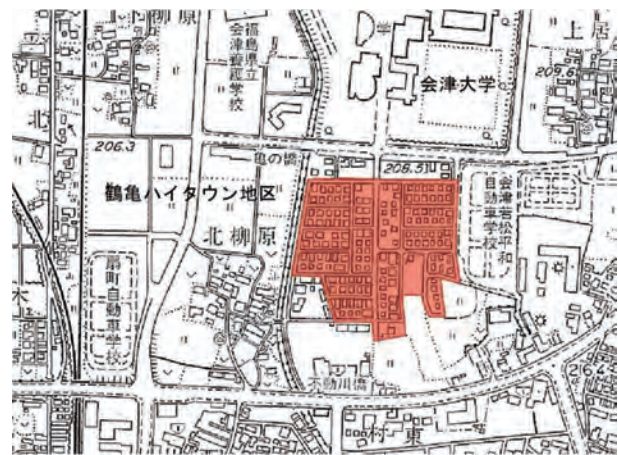
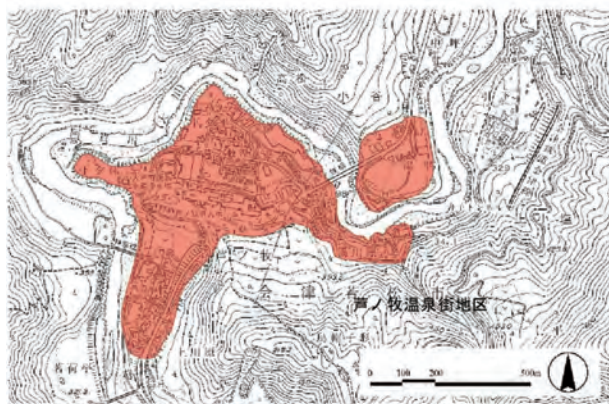
◆東山温泉街地区

項 目		景 観 形 成 基 準
建 築 物	位 置	・通りに面する建築物等の位置は、坂道が多い湯川沿いの温泉街風情を活かした、周囲の傾斜や連続性に配慮したものとすること。 ・また、川の流れや山水の眺めを妨げることなく、できるかぎり通りから眺められるよう配慮すること。
	高 さ	・建築物の高さは、周辺の景観に配慮した高さとする。
	形 態	・周辺の自然景観との融和に心がけ、歴史的な雰囲気の中にも賑わいが感じられるものとすること。
	意 匠	・建築物等のデザインは、自然景観との調和を図り、時代的なイメージを演出する意匠とすること。
	色 彩	・屋根、外壁の色彩は、自然環境を損なわないよう、原色やけばけばしい色を避けること。 ・アクセントとなる色彩は、賑わいを演出しつつも、古風な色彩にとどめること。
	素 材	・使用する材料は、自然素材や落ち着いた材料を使用すること。
	付 属 物 等	・門及び塀等は、町並み全体と調和したデザイン・素材・色彩とすること。 ・室外機等については、通りから見えにくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。
工 作 物	色 彩	・高明度、高彩度を避け、町並み全体の調和を図ること。
	自 動 販 売 機	・自動販売機については、通りから見えにくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。
緑 化		・通りに面する空地等については、極力植樹、植栽等による緑化を検討すること。 ・シンボルとなる樹木や山林の保全管理を行うこと。



◆芦ノ牧温泉街地区

項 目		景 観 形 成 基 準																																															
建 築 物	高 さ	・建築物の高さは、周辺の景観に配慮した高さとする。																																															
	形 態	・周辺の自然景観の保持と調和を図った形態の整備に努めること。																																															
	意 匠	・周辺の自然環境、更には、周辺の建築物等との調和を考慮したものとする。																																															
	色 彩	・屋根・外壁・開口部の色彩は、自然環境を損なわないよう高彩度を避け、次の色彩を標準とすること。 屋根-茶系及び黒を基調とする 外壁-白系及びグレー系を基調とする。 開口部-反射性の高い材質を避け、低い輝度とし、茶系及び黒を基調とする。																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">茶 系</td> <td>2.5R ~ 5R</td> <td>5 ~ 7</td> <td>3 ~ 5</td> </tr> <tr> <td>7.5R ~ 10R</td> <td>2.5 ~ 4</td> <td>2 ~ 5</td> </tr> <tr> <td>2YR ~ 2.5YR</td> <td>3 ~ 3.5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5YR ~ 10YR</td> <td>2.5 ~ 4.5</td> <td>2 ~ 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">黒</td> <td>N</td> <td>1 ~ 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5PB</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">白 系</td> <td>N</td> <td>9.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>3 ~ 6.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">グレー系</td> <td>5YR</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2.5Y</td> <td>6.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>7.5B</td> <td>7.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>2.5PB</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>					色相	明度	彩度	茶 系	2.5R ~ 5R	5 ~ 7	3 ~ 5	7.5R ~ 10R	2.5 ~ 4	2 ~ 5	2YR ~ 2.5YR	3 ~ 3.5	4	5YR ~ 10YR	2.5 ~ 4.5	2 ~ 5	黒	N	1 ~ 2		5PB	2	1	白 系	N	9.5		N	3 ~ 6.5		グレー系	5YR	6	1	2.5Y	6.5	0.5	7.5B	7.5	0.5	2.5PB	5	1
			色相	明度	彩度																																												
		茶 系	2.5R ~ 5R	5 ~ 7	3 ~ 5																																												
			7.5R ~ 10R	2.5 ~ 4	2 ~ 5																																												
			2YR ~ 2.5YR	3 ~ 3.5	4																																												
			5YR ~ 10YR	2.5 ~ 4.5	2 ~ 5																																												
黒		N	1 ~ 2																																														
		5PB	2	1																																													
白 系		N	9.5																																														
	N	3 ~ 6.5																																															
グレー系	5YR	6	1																																														
	2.5Y	6.5	0.5																																														
	7.5B	7.5	0.5																																														
	2.5PB	5	1																																														
※マンセル表色系(JISZ8721)																																																	
素 材	・地区内の調和を考慮し、出来る限り質感の同じものを使用すること。																																																
付 属 物 等	・門及び塀は、建築物等と調和したデザイン、色調、素材とすること。																																																
工 作 物	色 彩	・高明度、高彩度を避け、町並み全体の調和を図ること。																																															
	自動販売機	・自動販売機については、通りから見えにくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。																																															
緑 化	・敷地内、近隣との調和を図り、積極的に緑化を行うこと。 ・樹木、山林の保全管理を行うこと。																																																



◆鶴亀ハイタウン地区

項 目		景 観 形 成 基 準		
建 築 物	形 態	・周辺の景観に調和した形態とすること。		
	意 匠	・地区内の他の建築物との調和を考慮したデザインとすること。		
	色 彩	・屋根・外壁・開口部等の色彩は次のとおりとすること。 屋根-高明度・高彩度をさける。 外壁-高明度・高彩度をさげ、茶系・グレー系を基調とする。 開口部-高明度・高彩度をさげ、茶系・黒系を基調とする。		
	素 材	・地区内の調和を考慮し、できるかぎり質感の同じものを使用すること。		
	付 属 物 等	・門及び塀等は、町並み全体と調和したデザイン・素材・色彩とすること。 ・室外機等については、通りから見えにくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。		
工 作 物	色 彩	・高明度、高彩度を避け、町並み全体の調和を図ること。		
	自動販売機	・自動販売機については、通りから見えにくい位置に設置するか、目隠しをするように努めること。		
緑 化	・近隣との調和を図り、積極的に緑化を行うこと。 ・各敷地に一本はシンボルツリーを植樹すること。			



■景観資産の保全と活用の方針

1. 景観資産の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

これまで地域で親しまれてきた歴史的建造物や樹木等の指定制度により、その保全と活用が図られてきた景観資産を、今後もより一層の活用を図るために、景観法に規定される景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度の活用を推進します。

2. 景観重要建造物の指定の方針

これまでの景観条例に基づく歴史的景観指定建造物の指定制度は、歴史的・文化的に価値が高く、本市のまちなみ景観を形成する上で重要な建築物等を指定し、保存、活用を図るために実施してきました。

また、この制度により歴史的建造物を活かした今後の修景や新たな建築のあり方等、これからのまちなみ、まちづくりの方向を提案、誘導することも目的としています。

歴史的な建造物は、その時代の文化、社会背景等に基づいた創意工夫により形づくられたものであり、本市にはそれぞれの時代の良質な建築物等が現存することから、まちなみを一つの時代に統一するのではなく、各時代の建造物を持つ特徴を重視し、継承しながらまちなみ景観づくりを展開するものです。

3. 景観重要樹木の指定の方針

これまでの景観条例に基づく自然景観指定緑地の指定制度は、自然資源を保全すると共に、本市の景観形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、その保存を図るために実施してきました。

また、この制度は本市の象徴的な樹林、森林、緑地や悠久の時の流れを見つめてきた巨樹、巨木の保全を図ることはもとより、歴史的建造物や歴史を感じるまちなみとも相まって良好な景観を醸し出し、市民や本市を訪れる人々の心に、ゆとりや潤いを与える「緑のある快適空間の創出」をも目的としています。

この自然景観指定緑地は、歴史的建造物の指定制度と共に会津若松らしい個性豊かで魅力あふれるまちづくりの演出を展開するものです。

■屋外広告物に関する事項

屋外広告物に関しては、現在、福島県屋外広告物条例に基づき、都市計画法による用途地域等にあわせて、特別規制地域と普通規制地域に区分し、広告物の種類ごとに詳細な許可基準を設定するとともに、禁止地域や禁止物件等も指定し、良好な景観形成に努めています。

しかしながら、地域の景観特性に応じた景観形成基準では無いことから、今後、屋外広告物に係る行為の制限については、会津若松市独自の屋外広告物条例の制定に向け、地域の景観特性に応じた基準を定めていきます。

1. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出など、良好な景観を形成する重要な要素のひとつである一方、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなります。

このことから、地域の景観特性に応じた屋外広告物の景観形成基準を定め、周辺の景観と調和が保たれるよう規制・誘導をしていきます。

2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

1) 景観計画区域（景観重点地区を除く市全域）

これまで都市計画区域内であった規制区域を、景観計画区域である市全域に拡大し、屋外広告物の色彩、高さ、表示面の大きさなどを定め、質の高い屋外広告物の表示を適切に誘導していきます。

大規模な屋外広告物は周辺景観への影響が大きいことから、色彩等について基準の上乗せを行い、良好な景観の形成を図っていきます。

2) 景観重点地区

景観重点地区においては、景観形成の基本方針及び景観形成基準に示す各地区ごとの景観特性に応じた基準を定め、周辺と調和した良好な景観の形成を図っていきます。

■景観重要公共施設

景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、良好な景観を構成する重要な要素であり、魅力あふれる景観の形成を推進するには、先導的な役割を果たすことが必要です。

地域の景観に対して重要な役割を果たす、道路、河川、公園などの主要な公共施設は、「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観の形成に取り組みます。



会津総合運動公園

良好な景観形成の先導的な役割を果たす公共施設として、これまでの景観形成ガイドプランに位置づけた「景観重要地区（8地区6回廊）」などにおける河川、道路、公園、駅等を中心とする公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけます。

■景観形成の推進方策

1. 協働による景観からのまちづくり

1) 計画の実現に向けた役割

市民の皆さんや事業者の方々が所有する空間は、道路や河川、公園等の行政が所有する空間とともに、会津若松らしい景観づくりを進める重要な要素であり、行政のみならず市民、事業者が連携し、協働によって魅力ある景観づくりに取り組みます。

① 市民の役割

市民の皆さんは魅力的な景観のあり方などに対し理解を高めながら、身近な美化活動やガーデニング等に取り組み、積極的に景観づくりへ参加、協力します。

② 事業者の役割

事業者の方々は周辺景観との調和を図った店舗や事務所の整備に配慮し、周辺の環境美化や緑化などの活動に努め、市民の皆さんが取り組む景観づくりや、市が実施する景観施策等に参加、協力します。

③ 専門家の役割

まちづくりや景観、建築等の専門家（大学等教育研究機関、設計者、施工者、建築士会等の関連業界団体など）の方々は、それぞれの分野・立場からアドバイス等を行い、地域の景観まちづくりを推進する一員として積極的に参加、協力します。

④ 行政の役割

市の景観形成に関する総合的な施策を進め、計画等の策定や実施に当たっては、市民や事業者の意見を反映します。

2. 今後の推進方策

1) 市民・事業者の取り組み

① 景観まちづくり協定の認定制度（旧条例の景観協定認定制度）

これまでの旧条例に基づき、市民の皆さんが景観形成のために、お互いにルール（建物の形態、色彩、緑化等）をつくり、各通りや地区の個性を活かしたまちなみづくりに取り組む地区を「景観協定地区」として認定し、市民の皆さんとの協働による景観まちづくりを進めてきました。

景観法には景観協定に関する制度が規定されているところから、今後は「景観まちづくり協定」として名称を変更し、これまでの取り組みを引き続き支援します。

2) 市の取り組み

① 景観情報の発信や景観フォーラム等の開催

パンフレットや市政だより、ホームページ等を活用し、優れた景観づくりの事例や取り組みなど、景観形成に関する情報の発信に努めます。

また、景観に対する意識の醸成を図るため、これまでの子供達を対象とした「大好きな会津絵画コンクール」を継続しながら、市民の皆さんの景観への関心を高める景観フォーラムや景観まち歩き等を開催します。

② 表彰制度、支援制度の継続

美しい会津若松景観賞の実施や美しい会津若松景観助成制度により支援します。

③ 会津若松市景観審議会との連携

④ まちなか賑わいづくり団体等との連携

中心市街地の活性化やまちなか観光の推進とともに、まちなみ景観づくりのより一層の進展を図るため、景観まちづくり協定と各商店街やまちづくり団体が連携し、まちなかの賑わいと魅力あふれるまちなみ景観の創出に取り組みます。

⑤ 会津若松市屋外広告物条例の制定

屋外広告物は景観に与える影響が大きいことから、会津若松らしい景観に調和した屋外広告物の規制誘導を図るため、景観行政と連携した市独自の屋外広告物条例の制定を進めます。

⑥ 景観法に基づく景観協定の活用

⑦ 景観法に基づく推進組織の活用

- ・景観協議会の活用（景観法第15条）
- ・景観整備機構の活用（景観法第92条～96条）



まちなか賑わいづくりプロジェクト板垣化事業（野口英世青春通り「青春の小径」市民ワークショップ）



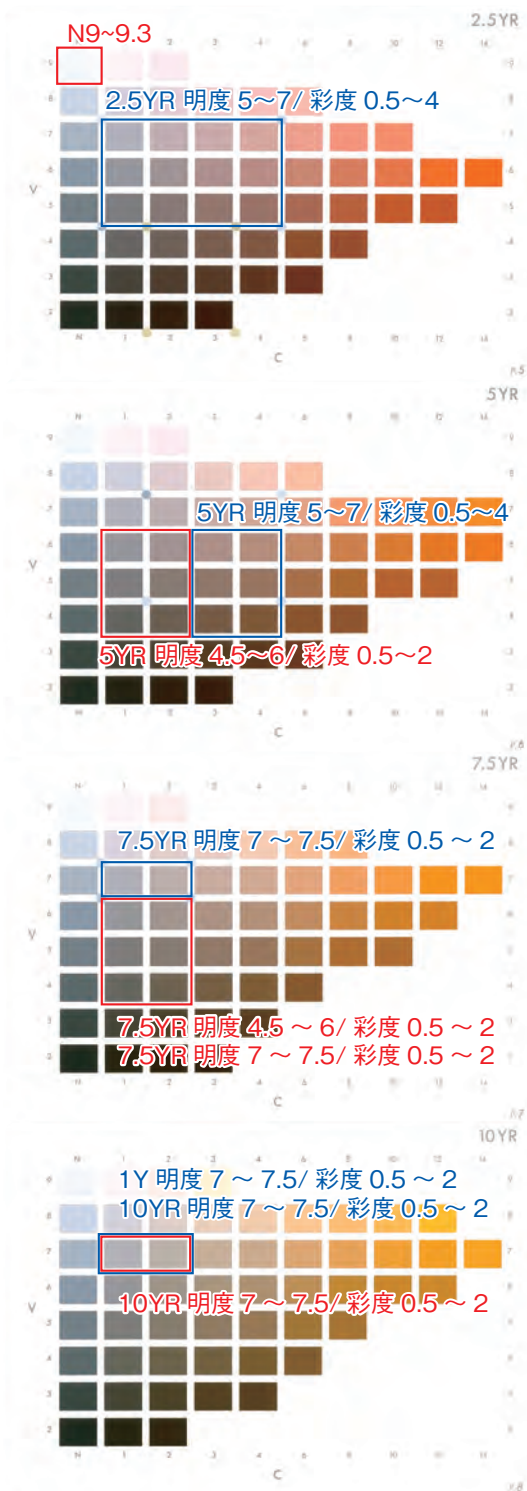
大好きな会津絵画コンクール（第19回：平成26年度）市長賞受賞作品

会津若松市景観基準色

【外壁色】

- 基調色 **基調色**
 - ・ベースとなる色、外観の大部分を占め建物の基調イメージを作る色です。
- 準基調色 **準基調色**
 - ・基調色と組み合わせて変化を与える色です。
 - ・単一色の単調さを無くすための基調色を補う色です。

■市内全域



■鶴ヶ城周辺地区



【屋根色】

○基調色 □基調色

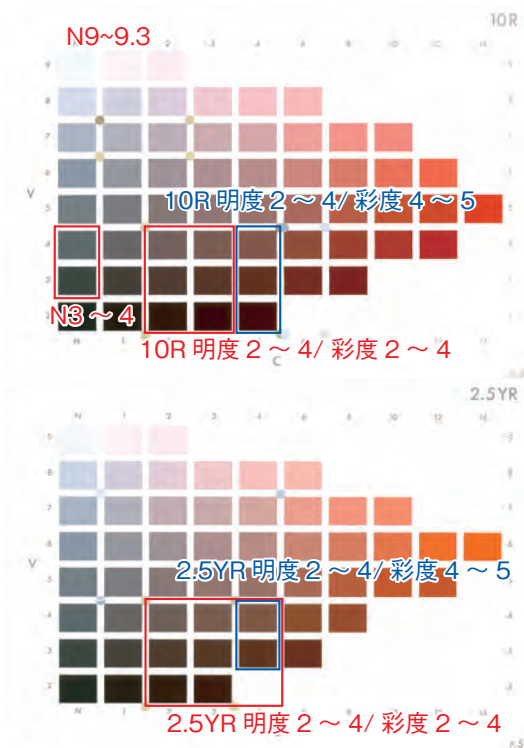
・ベースとなる色、外観の大部分を占め建物の基調イメージを作る色です。

○準基調色 □準基調色

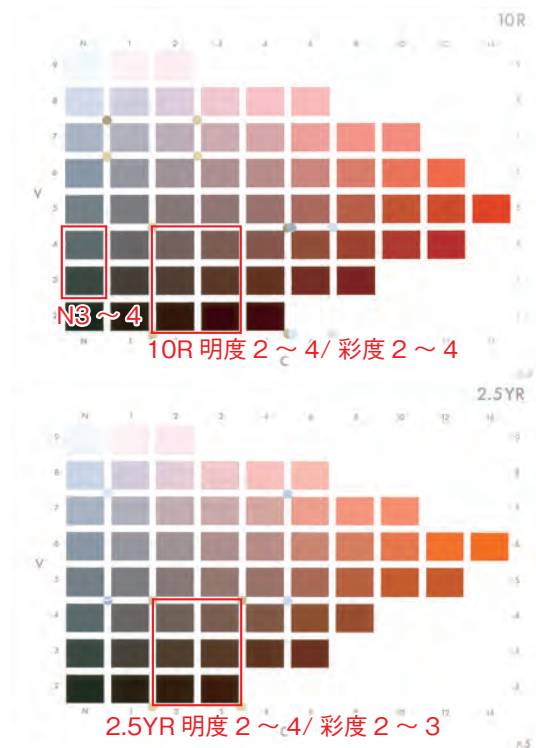
・基調色と組み合わせて変化を与える色です。

・単一色の単調さを無くするための基調色を補う色です。

■市内全域



■鶴ヶ城周辺地区



○会津若松市地域のイメージ

- ・「クラシック」「ダンディ」
伝統的な、味わい深い、落ち着いた、文化的な、風格のある
- ・「ナチュラル」
のどかな、田園的な、のんびりした、素朴な、自然な

○色彩選定の考え方

- ・伝統的、歴史的な建築物等のまちなみ景観では、「クラシック」「ダンディ」の地域イメージを尊重します。
- ・田園地帯では、「ナチュラル」イメージを壊さないように、高彩度の外壁色は避けるようにします。

※配色上のポイント

- ・伝統的な配色を現代に活かし、まちなみを整えます。
土蔵のしっくいイメージする白色は、全面に使うのではなく、配色のひとつとして活用します。
- ・茶系は明るさの異なる色を複数用いると落ち着きと深みが出ます。

「美しい会津若松景観賞」受賞物件（鶴ヶ城周辺地区）



「宮泉銘醸」（平成 12 年度受賞）



「斎藤安弘氏宅」（平成 11 年度受賞）



「アドリア北出丸カフェ」（平成 23 年度受賞）



「蕎麦 香寿庵」（平成 21 年度受賞）

会津若松市 都市計画課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

TEL：0242-39-1261（直通）

FAX：0242-39-1450

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/toshi-keikan/>

